

生徒への性暴力・わいせつ行為等を防止するための取組

1 教育職員等に対する啓発

- (1) 性暴力等の防止に関する研修の実施
全教職員が性暴力等に関する理解を深め、その感度を高めることにより、学校全体で、性暴力等を防止していきます。
- (2) セルフチェックシートの実施
全教職員に、毎年6月及び9月の年2回「性暴力・わいせつ行為防止のための教職員チェックシート」を実施します。

2 性暴力等を根絶する校内ルール

- (1) 密室での「1対1」の指導禁止
生徒や教育実習生と教室や準備室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談室では複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 物理的死角をなくす
教室、準備室、その他諸室の管理等を適切に行う。ドアの小窓などには掲示物等は貼らずに外から誰もが見えるようにするが、やむを得ない場合は、鍵を掛けないなどし、随時使用状況が確認できるようにする。
- (3) 生徒とのSNS等でのやりとり禁止
生徒との私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 教育目的以外の撮影・録画禁止
教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 生徒との教育目的外での性に関する会話・質問の禁止
教育目的以外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (6) 報告・連絡の徹底
わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口、または、校外通報・相談窓口へ連絡をする。

3 早期発見するための相談体制

各機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者へ周知します。

○チャイルドライン 電話：0120-99-7777
○地方法務局「子どもの人権 110 番」 電話：0120-007-110
○中野市教育委員会 学校教育課 電話：0269-22-2111

○24時間子供SOSダイヤル 電話：0120-0-78310
○長野県教育委員会 心の支援課 電話：026-235-7436
○子ども相談室 電話：0269-22-3191